

⑬ 法律と登記等に関する無料相談会を開催します

日時(令和3年)		内容
1月19日(火)	午前10時～午後3時 (正午～午後1時を除く)	登記等に関する相談:司法書士 <small>おくむら ひろし</small> 奥村 洋史さん
1月28日(木) 2月19日(金)		法律相談:元大学教授 <small>やまぐち やすお</small> 山口 康夫さん
2月5日(金)		登記等に関する相談:司法書士 <small>にしまぎ まさこ</small> 西間木 雅子さん

場所 笠間市消費生活センター 地域交流センターともべ  内(笠間市友部駅前1-10)

内容 ・相談は1件あたり1時間程度です。
 ・お受けできるのは相談のみで案件を依頼することはできません。
 ・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

対象 市内在住の方

定員 各日4名(要予約、先着順)

申込方法 事前に電話でお申し込みください。

申・問 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

⑭ 皆様のご意見をお聞かせください

～パブリック・コメント手続き制度～

次の案件について、パブリック・コメントを行います。「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は市公式ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で案を閲覧できます。(市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索)

皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

案件名 笠間市景観計画(案)

案の趣旨

本市は、豊かな自然や、歴史的建造物、特徴的な産業などの多様な景観特性を有し、美しい景観が形成されています。

その一方、市民の方が景観への魅力をあまり感じていないことや、自然的な景観や市街地の賑わい景観が以前と比べ悪くなっていることなどの課題が市民アンケートであげられています。

これらのことから、本市に存在する地域固有の資源を美しく保ち、高めていくこと、資源同士をつなげ、相乗効果を図ることで、景観の保全だけでなく、将来的に本市の魅力向上や地域活性化につなげていくことが重要であると考えます。

この度、総合的な景観形成を図り、魅力を高めるための「笠間市景観計画(案)」について、ご意見を募集します。

意見の提出方法 窓口で直接または郵便、ファクス、メールで提出してください(書式自由)。

※いただいたご意見は、市からの回答とともに市ホームページに掲載します。

意見募集期間 12月9日(水)～28日(月)

提出先・問 都市計画課(内線586) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

FAX 0296-77-5009 メール info@city.kasama.lg.jp

笠間市公式LINEをはじめました。
生活に役立つ情報をお届けします。

